

# CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE



## Newsletter

January 2018

## Corporate & Tax Global Update ニュースレター Vol. 18

### お知らせ

#### アジア 10 カ国ライドシェア 法制度調査レポートを発行

シェアリングエコノミーの普及に伴い、Uber など様々なライドシェアサービスが急速に浸透しています。特にアジアでのライドシェアビジネスの進展は目覚ましく、それと同時に、その実用化に向けた法整備が議論的となってきました。

ベーカーマッケンジー自動車産業グループは、このたび、アジア 10 カ国におけるライドシェアに係る法整備の進捗状況を調査しレポートにまとめました。

詳細は[こちら](#)よりご確認ください。

### はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 18 となる本号では、米国税制改正に伴うタックスヘイブン税制適用による影響や英国コーポレートガバナンス・コードの改訂案の概要など、国内外の最新情報をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

### 目次

#### 1. 日本

- [タックスヘイブン税制の適用時期が迫るなかでの米国税制改正と適用除外要件](#)

#### 2. アジア

- [フィリピン：フィリピン競争委員会による企業結合手続ルールの制定](#)
- [ベトナム：ベトナム投資法及び企業法の改正草案の公表](#)
- [ミャンマー：ミャンマー新会社法の重要ポイント](#)

#### 3. 豪州

- [オーストラリア：オーストラリア税務当局がクロスボーダー関連者間金融取引並びに迂回利益税に係る追加のガイダンス等を公表](#)

#### 4. 欧州

- [英国：財務報告評議会がコーポレートガバナンス・コードの大規模な改訂案を公表](#)
- [英国：英国テイクオーバー・コードの改正](#)

## 1. 日本

### タックスヘイブン税制の適用時期が迫るなかでの米国税制改正と適用除外要件

平成 29 年度税制改正による租税特別措置法第 66 条の 6（以下、「タックスヘイブン税制」）等の改正の適用時期（外国子会社の 2018 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度）が迫っているなか、米国において 2018 年 1 月 1 日以降に法人税率を 21%に引き下げる改正が実現した。このことにより、米国子会社の租税負担率が 20%以上 30%未満となることが想定され、改正後のタックスヘイブン税制の射程距離に入り得ることとなった。すなわち、「実体基準」又は「管理支配基準」のいずれも満たさない米国子会社等は、「特定外国関係会社」として会社単位の合算課税の対象になる（改正後租税特別措置法 66 条の 6 第 2 項第 2 号イ）。なお、日系多国籍企業の観点では、租税負担率 20%以上 30%未満の子会社がタックスヘイブン税制の対象になり得ることの影響が大きい国としてオランダも挙げられる。

改正前のタックスヘイブン税制では、特定外国子会社等（租税負担率が 20%未満の外国関係会社）が租税特別措置法第 66 条の 6 第 3 項に規定する適用除外基準である、①事業基準、②実体基準、③管理支配基準、④所在国基準又は非関連者基準の全てを満たした場合には、合算課税の対象外とされている。このうち、実体基準は「本店所在地国において、その主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有していること」が要件となっており、自社保有又は賃借する事務所等が存在すれば要件を充足することから、管理支配基準（その主たる事業の管理、支配及び運営を自ら行っていること）よりハードルが低いと考えられ、実務的には実体基準の充足可否は特段意識的に議論されてこなかったのではないかと考えられる（実体基準を満たせないようなペーパーカンパニーが管理支配基準を満たせるはずがないという考えに基づく）。

改正後のタックスヘイブン税制では、上述のとおり租税負担率 20%以上 30%未満の外国子会社は「実体基準」を満たせば適用対象外になることから、その充足可否の判断を迫られる場面が飛躍的に増す可能性が高い。もっとも、上述のとおり、実体基準は管理支配基準の陰に隠れていたことから、実体基準に関する議論状況は十分でないほか、通達や判例においても実体基準の解釈に参考となるものは少ないのが現状である（平成 29 年改正に伴う改正後租税特別措置法関係通達の 66 の 6-6 においても、主たる事業を行うに必要と認められる事務所等に関して一定の解釈指針が示されているに留まる。）。以下では数少ない実体基準が争点となった裁判例から、実務的に重要と思われる具体的要素に関していくつかのポイントを述べる。

#### 1. 「事務所等を有する」の意義と賃貸借契約

多国籍企業は、同一国かつ同一の住所に複数の子会社を有しているケースも珍しくなく、これらの子会社のそれぞれが「事務所等を有する」のか必ずしも明らかでないケースは多いのではないかと考えられる。この点、東京高裁平成 25 年 5 月 29 日判決の引用する原審東京地裁平成 24 年 10 月 11 日判決は、「固定施設を有しているというためには、特定外国子会社等が賃借権等の正当な権原に基づき固定施設を使用していれば足り、固定施設を自ら所有している必要はない」と判示している。同判示から考えれば、有償による使用権原だけでなく、使用貸借を有しているにすぎない場合でも要件を満たし得ることにはなるが、実際に複数の子会社が事務所スペースを使用しているのであれば、実務的には子会社間で賃貸借契約を締結し、賃料の授受を行っている外形を整えておいた方が実態関係が明確になると考えられる。

## 2. 他社との共有スペース

上述の東京高裁平成 25 年 5 月 29 日判決の事案は、外国子会社の取締役（現地在住）が他の 16 社の取締役を兼務している事案であった。これに関して同判決は、「特定外国子会社等の役員が他の会社の役員を兼務すること自体は、何ら禁じられていないところ、役員を兼務する会社の所在地が同一である場合には、役員としての執務室が複数になることは現実的ではない。この場合、当該執務室が物理的な場所としては一つの部屋であったとしても、その部屋で当該会社の業務を独立して行っているといえる限り、観念的には、その部屋は、各会社の個々の執務室としての性格を持つとみるべきである。」とし、その上で当該事案では「他の者との関係で、排他的かつ独占的な執務室であり、A 社の職務の遂行のため独立して使用されて」おり、正当な権原に基づいて使用されていると判断した。このことから、外国子会社の現地役員が他社の役員等を兼務していて、当該外国子会社が専従役員を有していないことや、物理的な専用スペースを有していないことから直ちに実体基準を満たさないことにはならないと理解することもできる。この点は実務の観点からは非常に重要であろう。

例えば、本邦企業の米国における事業展開は顕著であると考えられるが、米国全体で考えれば日本の親会社から独立して事業を営んでいるといえるものの、個々の米国子会社に実体基準をあてはめてみると、その判断基準が法令通達からは必ずしも明確でなく、その充足可否に疑義が生じうる場合が生じることが想定される。このような場合、上述の東京高裁平成 25 年 5 月 29 日判決が租税特別措置法の改正前の事案であることを踏まえても、その判示内容には参考にすべき部分が少なくない。

[最初のページに戻る](#)

## 2. アジア

### フィリピン

#### フィリピン競争委員会による企業結合手続ルールの制定

2017 年 11 月 23 日、フィリピン競争委員会（Philippine Competition Commission）は企業結合手続に関するルール（Rules on Merger Procedure）を制定し、フィリピン競争法施行規則（Implementing Rules and Regulations of the Philippine Competition Act）に規定される企業結合の届出に関する手続、期間制限及び要件につき改正がなされた。この企業結合ルールは 2017 年 12 月 8 日付で施行されている。

改正前においては必要な届出を契約締結前にフィリピン競争委員会に対して提出しなければならなかったところ、今回の改正により契約締結日後 30 日以内の届出の提出が認められるようになった。この企業結合ルールは、企業結合取引の審査に包括的な手続枠組みを与えるものであり、競争法分野における先進国の企業結合審査手続に整合するものといえる。この企業結合ルールにより当事者は潜在的な問題や障害を予測及び対処することが容易になり、また当事者が審査手続や承認手続を促進することができる制度になったことで、企業結合承認手続がより効率的かつ予測可能なものとなった。

改正の主要な内容は下記の通りである。

#### 改正内容

- ・ **届出前協議手続**：企業結合を行う当事者は、任意で当該企業結合に関連する市場について協議を行うことができ、これにより届出書の記載に必要な情報やフィリピン競争委員会が求める追加情報がどのような内容のものであるかを把握することができるようになった。

- ・ **届出の提出**：企業結合を行う当事者は契約締結後 30 日以内に届出をしなければならない。届出が不十分なものであった場合でも罰則の対象にはならないが、当事者は取引の完了までに再度届出を行わなければならない。届出提出後 15 日以内に当該届出が要件を満たしているかにつき審査がなされる。
- ・ **第 1 次審査**：第 1 次審査は、企業結合が市場の公正な競争を阻害する恐れがあるかにつき審査することを目的とし、届出手数料の支払後最長 30 日間にわたって行われる。第 1 次審査の期間中にフィリピン競争委員会は当事者や第三者から追加の情報を取得したり、営業所の視察を行うことができる。
- ・ **第 2 次審査**：第 2 次審査は、企業結合が市場の公正な競争を阻害する恐れがある場合に、その競争の実質的減殺の可能性がどの程度のものであるかを判断することを目的として最長 60 日間にわたって行われる。企業結合局が当該取引が市場における競争を実質的に減殺すると判断した場合には、その分析結果や是正措置を記載した意見書（Statement of Concern）が第 2 次審査開始から 45 日以内にフィリピン競争委員会に提出される。フィリピン競争委員会は、当事者が当該意見書を受領後、企業結合局に対して当事者が競争法上の具体的な問題点を把握するための協議を開催することを命じることができる。当事者は当該意見書を受領後 10 日以内にこれに対する意見の提出及び当該意見書の作成に使用された文書の閲覧請求をすることができる。当事者の意見を考慮した上で、フィリピン競争委員会は決定を行う。
- ・ **暫定措置**：フィリピン競争委員会は、取引の調査若しくは是正措置の実行を阻害する行為を防止する必要がある場合又は当該取引が市場の競争を実質的に減殺する合理的な理由があると認められる場合には、従業員の解雇又は商業上重要な情報の交換などの特定の行為についての一時的な差止め命令などの、暫定措置を課すことができる。
- ・ **是正措置の提案**：取引が市場の競争を実質的に減殺すると判断された場合、フィリピン競争委員会は当該取引に関して是正措置を課すことができる。フィリピン競争委員会は、当事者から提案された是正措置を採用すること、取引にあたり条件を課すこと、当事者に対して契約条件を変更するよう求めること又は特定の行為を中断するよう求めることができる。当事者からの是正措置の提案は第 1 次審査又は第 2 次審査の過程において行うことができるが、フィリピン競争委員会による決定後は行うことはできない。
- ・ **情報の秘密**：フィリピン競争委員会に提出する情報や書類に関して秘密保持を請求する場合には、その詳細な理由を付して説明すると同時に情報開示版を原本として提出しなければならない。包括的又は広範な秘密保持の請求は認められない。
- ・ **罰則**：当事者又はその最終親会社が企業結合に関する取引の完了前にフィリピン競争委員会に対して届出を行わなかった場合、又は適用される待機期間を遵守しなかった場合には、当該取引価額の 1~5%相当の罰金が科される。ガンジャンピング規制に違反した当事者に対しては、各違反行為について当該取引価額の 3%相当の罰金が科される。罰金額はその違反行為の程度や期間を考慮して個々の事案ごとに増減し得るが、取引金額の 5%を超える又は 1%を下回ることはない。当事者及びその最終親会社が契約締結後 30 日以内の届出期間内に届出を行わず、かつ、取引が完了していない場合には、当該取引価額の 0.5%相当又は 200 万フィリピンペソのいずれか少ない額の罰金が科される。市場の競争を実質的に減殺する取引を実行した当事者及びその最終親会社は、1 億ペソ（初回の違反）から 2 億 5,000 万ペソ（3 回目以降の違反）の罰金を科され得る。

## 企業結合の当事者が考慮すべき事項

企業結合を行う当事者は、以下の事項を行うことにより当局による審査及び承認手続を促進させることができる。

- ① 届出前協議手続に任意に参加することによって情報を明確にし、届出手続に関する不要な遅延をなくすこと。
- ② 関係する情報及び書類を任意にフィリピン競争委員会に提出し、審査を円滑なものにすること。
- ③ 当局により開催される協議に参加し、審査において認められた問題点を把握すること。
- ④ 企業結合局が作成した意見書に対して自発的に是正措置を提案すること。
- ⑤ フィリピン競争委員会に対して情報を開示する場合には、包括的又は広範な秘密保持を請求することは避け、企業結合ルールに基づいた形式に沿って正当な理由を付して秘密保持の請求をすること。

[最初のページに戻る](#)

## ベトナム

### ベトナム投資法及び企業法の改正草案の公表

現行のベトナム投資法及び企業法は 2015 年 7 月 1 日より施行されているが、現行投資法及び企業法の一部条項を改正する法案の草案（以下、「改正草案」）が、パブリックコメントを募集するため公表された。改正草案における主要な改正内容は下記のとおりである。

#### 1. 投資法の改正内容

##### (1) 法令・政策変更がなされた場合の投資条件の保護

現行投資法では、法令・政策変更があった場合における承認済みの投資案件の保護を定めているものの、その保護は投資インセンティブ（租税や土地使用権に関するインセンティブなど）に悪影響を及ぼすような法令・政策変更があった場合にのみに限定されている。

改正草案では、保護の範囲を拡大し、承認済みかつ投資登録証明書に記載済みの投資条件全般につき、その後の法令・政策変更により悪影響を受けないことを保証し、投資の保護がより図られている。WTO 公約においても、ベトナムは投資条件（事業範囲、外資出資割合など）を遡及して変更しないことを約しており、その内容を全面的に確約する内容である。

##### (2) 買収承認が必要となる場合の明確化

現行投資法では、外国投資家は、ベトナムの会社の株式又は資本持分を取得するにあたり、下記のいずれかに該当する場合には、地方ライセンス当局の承認（以下、「買収承認」）を取得しなければならない。

- ・ 対象会社が外国投資家に対する条件付事業分野を営む場合
- ・ 外国投資家の対象会社の株式又は資本持分保有割合が 51%以上となる場合

しかし、実務上、地方当局により、上記の買収承認が必要となる場合の解釈に相違が生じているため、改正草案において明確化が図られている。具体的には、改正草案では、外国投資家による株式又は資本持分の取得が以下のいずれかに該当する場合には、買収承認が必要とされている。

- ・ 対象会社が外国投資家に対する条件付事業分野を営んでおり、外資出資割合が増加する場合
- ・ 対象会社の外資出資割合が 51%未満から 51%以上に増加する場合
- ・ 外国投資家がすでに 51%以上保有している対象会社につき、外資出資割合が増加する場合

### (3) 条件付事業分野の更新

改正草案では、現行投資法に定められている条件付事業分野のうち、ロジスティックス、フランチャイズ、旅行サービス及び商業仲裁を含む 21 の事業分野が条件付事業分野から除外される予定である。

また、改正草案では、漁船登録及び森林管理コンサルタントの 2 つの事業分野が条件付事業分野に追加される予定である。

## 2. 企業法の改正内容

### (1) 企業登録証明書の内容変更

現行企業法では、企業登録証明書には法定代表者の国籍、住所及び身分証明書情報の詳細が記載されており、その内容に変更がある場合には企業登録証明書の変更手続が必要である。改正草案では、企業登録証明書において法定代表人個人の詳細情報の記載は不要とされており、変更に伴う手続による企業の負担が軽減される。

### (2) 資本金の払込み期限の延長

現行企業法では、資本金は企業登録証明書の発行から 90 日以内に全額を払込みをしなければならないため、実務上、特に多額の資本金を要する案件などでは柔軟な出資計画を立てることができない。改正草案では、払込みの期限を 90 日から 36 か月に延長しており、投資家は投資計画の段階に応じてより柔軟に資本金の払込みが可能となる。

改正草案は、2018 年 5 月の法案承認、2019 年 1 月 1 日からの施行に向け、計画投資省から国会に提出される予定である。ただし、法案が承認された場合、条件付事業分野に関する条項は 2018 年に 7 月 1 日より施行予定である。

[最初のページに戻る](#)

## ミャンマー

### ミャンマー新会社法の重要ポイント

ミャンマー新会社法が 2017 年 11 月 23 日に連邦議会で可決され、2017 年 12 月 6 日に大統領の署名を経て新たな法律として成立した。投資企業管理局 (DICA) によると、新会社法の施行開始は 2018 年 8 月 1 日と見込まれている。

新会社法は旧会社法に種々の点で重要な修正を加えているが、下記に、新会社法における重要なポイントを紹介する。

- ・ **株式の数**：会社の株式の数は最低 1 株でよい。旧会社法では最低 2 株必要とされており、かつ一人株主が 2 株を保有することができないとされていたが、新会社法では一人株式会社（100%子会社）設立の途が開かれた。
- ・ **株主の数**：会社の株主は最低 1 名で足りる。旧会社法では株主数は最低 2 名とされており、これがミャンマー投資を考える外資企業にとってしばしば障害となっていたが、この問題は解消されることになる。
- ・ **「外国会社」の定義**：旧会社法では、ミャンマーの会社の株式の 1 株でも外国人又は外資企業に保有されていると、その会社は「外国会社」とみな

され、土地の保有が認められず、ミャンマー投資委員会の許可がない限り1年を超える土地の長期リースを受けられないなどの制限があった。この点、新会社法では、「外国会社」とは、外国人又は外資企業（又はその双方）が、35%を超える株式を、直接間接に保有し又は支配する会社をいう。すなわち、新会社法では、外国投資家であっても、ミャンマー投資委員会の許可なく土地を保有しかつ長期リースを受けられるミャンマー「内国会社」の35%までの株式割合を保有することができることになる。また、旧会社法下では100%ミャンマー内国法人にしか許されていなかった事業に、外国投資家が資本参加できる途も開かれたということになる。

- ・ **設立手続**：新会社法の下で会社の登録に要する時間は相当程度短縮される。旧会社法下で行われていた仮設立証明書及び仮営業許可の発行は廃止された。法務局にすべての必要書類の提出が完了した時点で、会社設立証明書が発行されなければならないこととなる。
- ・ **定款のフォーム**：新会社法は、会社がその定款に当該企業が規定したいと考えるいかなる条項（ただし、会社法の定めと矛盾してはならない。）でも規定することができることを明確にした。これにより、定型の基本定款・付属定款とは異なる定款を作成しようとする際に、従来必要とされていたDICAの担当官との交渉が不要となった。
- ・ **種類株式**：旧会社法においても種類株式の発行は可能と考えられていたが、新会社法ではこの点が明確化された。加えて、資本又は収益からの配当に関して優先権又は制限を付した株や、特別な決議権又は制限つきの議決権を付した株式、無議決権株式も発行できることとなった。これによりジョイントベンチャーにおけるストラクチャリングが格段に容易となる。
- ・ **取締役の義務**：取締役の権限及び義務に関する規定が明確になった。
- ・ **会計に関する義務**：会社がどのような会計帳簿を備えなければならないか、また、監査役の権限と義務が明確になった。

[最初のページに戻る](#)

### 3. 豪州

#### オーストラリア

#### オーストラリア税務当局がクロスボーダー関連者間金融取引並びに迂回利益税に係る追加のガイダンス等を公表

オーストラリア税務当局（ATO：Australian Taxation Office）は、2017年12月18日付で以下の3つのガイダンスを公表した。

- ・ [Practical Compliance Guideline](#)（PCG 2017/04）：オーストラリア税務当局のクロスボーダー関連者間金融取引に対するコンプライアンスの取り組み
- ・ [Law Administration Practice Statement](#)（PSLA 2017/2）：オーストラリア税務当局の迂回利益税に係る調査の開始と導入のプロセス
- ・ [Draft Law Companion Guideline](#)（LCG 2017/D7）：DPTの適用に係るオーストラリア税務当局のガイダンスを含むパブリックコンサルテーション（募集期限：2018年2月16日）

本稿では、2017年7月1日に有効となっているクロスボーダー関連者間金融取引の実務コンプライアンスガイダンスであるPCG 2017/04の概要を紹介する<sup>1</sup>。2017年7月1日以降に開始する課税年度から適用が開始される迂回利

<sup>1</sup> 迂回利益税の概要については、[本ニュースレター2016年12月号](#)を参照されたい。

益税（DPT）の調査プロセス等のガイダンスについても、次号以降で取り上げる予定である。

## 1. クロスボーダー関連者間金融取引に対する ATO の取り組み (PCG2017/04)

PCG 2017/04 は、2017 年 5 月 16 日にドラフトが公表されて以降、産業界や税務専門家等とのコンサルテーションを経て、大幅に修正が加えられた。本ガイドラインは、既存並びに将来の関連者間のクロスボーダー金融取引に対し、2017 年 7 月 1 日から適用される。本ガイドラインの特徴は、クロスボーダー金融取引の価格設定や担保に係るスコア（表 3）と負債比率や貸手の税率等のモチベーションスコア（表 4）の 2 つの指標によるマトリックスを用いて、該当取引のリスクゾーンを 6 つの色に機械的に指定し（表 1）、ATO はそれぞれのリスク区分に応じて、異なるアプローチ（表 2）でコンプライアンスの取り組みを行っていくことにある。本制度は、ATO は必要なリソースは高リスク取引に傾けることができる一方、納税者が取引に係るリスクを自ら評価し、ATO のアプローチを理解することで、必要に応じて取引の見直しが行われることを期待されて導入された。

表 1：リスクゾーンの内訳

|         |   | MOTIVATIONAL |   |   |
|---------|---|--------------|---|---|
|         |   | A            | B | C |
| PRICING | 1 |              |   |   |
|         | 2 |              |   |   |
|         | 3 |              |   |   |
|         | 4 |              |   |   |
|         | 5 |              |   |   |

表 2：ATO のリスクゾーン別の取り組み

| リスクゾーン                | ATO のコンプライアンスの取り組み   |
|-----------------------|--|
| 白(既にレビュー済又は結論がでている取引) | ATO の追加レビュー不要(一貫性の確認を除く)   |
| 緑:<br>低リスク            | <p>本ガイドラインの事前確認申請(APA)、和解協定及び判決から重要な変更が無い場合、ATO の取り組みは、以下の通りである。</p> <p>(a) 基本的にコンプライアンスリソースを (i)取引がガイダンスに従って行われているかの確認、並びに (ii)関連する指標によるスコアの実事確認を含む適格性の精査のみに割り当てる。</p> <p>(b) 金融取引に対して簡易的な移転価格の記録管理の恩恵を延長する。</p> <p>(c) 希望に応じて APA に合意する。金融取引に対して DPT を適用しない。</p> <p>ATO は、以下の例外となる状況が生じた場合には、コンプライアンスリソースを割り当てる。</p> <p>(a) ATO が、リスクゾーンの評価が十分に証拠により裏付けられていないと判断した場合</p> <p>(b) ATO が有するデータ及び分析から特定の指標が不正確であるという懸念を抱いている場合</p> <p>(c) ATO が有するデータ及び分析から指標の幅の中で位置ずれ(ドリフト)があるという懸念を抱いている場合</p> <p>(d) 納税者の金融取引が本ガイドラインの Schedule に記載されていない規定に関連して ATO が精査中の幅広い一連の状況に該当している場合</p> <p>(e) その他関連する本ガイドラインの Schedule に該当する場合</p> |



|                        |  |
|------------------------|--|
| <b>青：<br/>低から中のリスク</b> | ATO は、利用可能なデータを使用して積極的に納税者の取引のモニタリングを行い、特別に取引のレビューを行う。<br>見解の相違の解決のためには裁判外紛争解決手続 (ADR: Alternative Dispute Resolution) の利用が可能である。                          |
| <b>黄色：<br/>中リスク</b>    | ATO は、見解の相違の理解並びにその解決のために納税者と協力する。ADR の利用が可能である。   |
| <b>琥珀色：<br/>高リスク</b>   | ATO の優先事案としてレビューが開始される可能性が高い。<br>ATO は、見解の相違の理解並びにその解決のために納税者と協力する。ADR の利用が可能である。  |
| <b>赤色：<br/>非常に高リスク</b> | ATO の優先事案としてレビューが開始される可能性が高い。直ちに調査が開始される可能性がある。<br>APA プログラムに進むことはできない。<br>ATO は情報収集のための正式な権限を行使する可能性が高い。<br>実務的には、和解や ADR を用いた紛争解決は困難である。<br>訴訟の見込みが増加する。 |

表 3：価格設定に係るスコア表

| Indicator  | Outbound     |                                      |        | Outbound & Inbound   | Inbound  |   |   |  |
|--|--------------|--------------------------------------|--------|--|--|---|---|--|
|  | 10           | 3                                    | 1      | 0  | 1  | 3   | 10  | 15                                     |
| Price relative to:<br>- traceable third party debt<br>- relevant third party debt of the group<br>- global group cost of funds | Zero charged | Less than the cost of referable debt |        | Inbound: $\leq 50$ bps over cost of referable debt (or less than referable debt)<br>Outbound: Cost of referable debt or higher | $>50$ but $\leq 100$ bps over cost of referable debt | $>100$ but $\leq 150$ bps over cost of referable debt | $>150$ but $\leq 200$ bps over cost of referable debt | $>200$ bps over cost of referable debt |
| Appropriate collateral   |              |                                      |        | Yes  |  | No  |   |  |
| Subordinated debt (including mezzanine debt)   |              |                                      |        | No   |  | Yes   |   |  |
| Currency of debt is not consistent with operating currency   | Yes          |                                      |        | Inbound – No<br>Outbound – No (or where the currency is consistent with lender's accounting and tax functional currencies)     |  |   | Yes   |  |
| Presence of exotic features or instruments   |              |                                      |        | No   |  |   | Yes   |  |
| Sovereign risk of borrower entity  | B, CCC       | BB                                   | A, BBB | AAA, AA  |  |   |   |  |

| Zone |            |
|------|------------|
| 1    | 0          |
| 2    | 1-3        |
| 3    | 4-9        |
| 4    | 10-14      |
| 5    | 15 or more |

表 4：モチベーションに係るスコア表

| Indicator   | Outbound |   |   | Outbound & Inbound   | Inbound   |  |                        |                  |     |
|---|----------|---|---|--|---|--|------------------------|------------------|-----|
|   | 10       | 3 | 1 | 0  | -1  | 1  | 3                      | 10               | 15  |
| Leverage of borrower                                |          |   |   | Consistent with global consolidated leverage                                 | Greater than global consolidated leverage but $\leq 50\%$ of historic cost base of assets | Greater than global consolidated leverage but $\leq 60\%$ leverage |                        | $>60\%$ leverage |     |
| Interest coverage ratio                             |          |   |   | Consistent with global consolidated group                                    |   | Lower than global consolidated leverage ratio but $\geq 4.2$       | $\geq 1.4$ but $< 4.2$ | $< 1.4$          |     |
| Applicable tax rate of lender entity jurisdiction   |          |   |   | $\geq 30\%$ , or lender entity is global parent or global treasury operation |   | 21-29%   | 16-20%                 | 1-15%            | 0%  |
| Involves an arrangement covered by a taxpayer alert | Yes      |   |   | No   |   |  |                        | Yes              |     |
| Involves a hybrid arrangement                       | Yes      |   |   | No   |   |  |                        |                  | Yes |

| Zone |            |
|------|------------|
| A    | $\leq 4$   |
| B    | 5-13       |
| C    | 14 or more |

## 2. 納税者に求められる対応

ここ数年 ATO は、多国籍企業の豪州関連会社が行う金融取引にこれまで以上に注目しており、既存の移転価格ドキュメンテーションに加えて、本ガイドラインのマトリックスを用いて、自社のリスク評価を行うことが望まれている。ATO は、今後 3 年間に渡って本ガイドラインの適用の見直しを行っていくとしているものの現時点の PCG 2017/04 のスコア表とリスクゾーンの割り当てを見る限り、「非常に高リスク」に分類される取引を有する納税者も少なくないと考えられる。そのような納税者においては、ATO による調査に備えて、これまで以上に入念に独立企業原則に基づく分析・検証を行っていく必要がある。より具体的には、関連者間ローン取引の移転価格算定にあたって、ローンと代替可能な関係を有する社債市場における信用格付け、取引通貨、取引実行時期、取引期間等の諸要素に基づき比較可能性の高い金利データを得た上で、金利水準の点検を行っていくことが有効なアプローチであろう。関連者間取引の借手の信用格付けについては、公表されている信用格付評価モデル等を用いることにより、評価することが一般的に可能である。本リスク評価並びに独立企業原則に基づく分析・検証を行った結果、リスクが高い取引と判断されるものについては、次年度以降の取引条件、ローン利率や負債比率の見直し等、金融取引のアレンジメントそのものを再考することも含め、検討していくことが望まれる。

[最初のページに戻る](#)

## 4. 欧州

### 英国

#### 財務報告評議会がコーポレートガバナンス・コードの大規模な改訂案を公表

英国の財務報告評議会（Financial Reporting Council（以下、「FRC」））は、2017 年 12 月 5 日、コーポレートガバナンス・コードの改訂案（以下、「改訂案」）を公表した。改訂案に対しては 2018 年 2 月 28 日まで意見募集が行われる。その後、2018 年夏に新しいコーポレートガバナンス・コードの確定版が公表され、これが 2019 年 1 月 1 日以降に始まる会計年度から適用されることとなる。

改訂案は、現在のコーポレートガバナンス・コードの構造、内容及び原則（Principles）・各則（Provisions）のバランスについて大規模な見直しを行うものである。改訂案は、①リーダーシップ及び目的、②責任分担、③構成、後継及び評価、④監査、リスク及び内部統制並びに⑤報酬の全 5 章から構成されている。補助原則（Supporting Principles）は廃止され、改訂案は 17 の原則と 41 の各則のみを含んでいる。

改訂案は、より広範囲のステークホルダーの関与を求め、企業における文化及びダイバーシティの重要性を強調するものであり、企業統治のあり方に関する近時の議論の結果を踏まえた試みとして、極めて興味深いものである。改訂案に対する今後の議論の展開が注目されるとともに、英国企業が改訂案に示されている企業統治の方向性に対して実務的に先取りした対応を行うかという点についても注視するべきである。日本企業にとっても、英国における今回のコーポレートガバナンス・コード改訂にかかる議論の内容は、今後の企業統治を検討する際の参考となるであろう。

以下に、改訂案のうち注目すべき重要なポイントを挙げる。

## より広範囲のステークホルダーの関与

改訂案において、取締役会がより広い範囲のステークホルダーの意見を取り入れる責任があるとの言及がなされている。その一例として、原則 C は「企業が株主及びステークホルダーに対する責任を全うするために、取締役会は、株主及びステークホルダーに対する効果的な関与を確保し、また株主及びステークホルダーの参加を促すべきである」と定めている。

また、従業員（雇用された労働者を示す employee よりも広義に解される workforce という文言が用いられている）の意見を集約するために、①取締役の従業員からの指名、②正式な従業員による諮問機関の設立又は③担当の非執行役員からの指名、という 3 つ方法が示されている。なお、同じく改訂案が公表された取締役会の有効性に関するガイダンス（Guidance on Board Effectiveness）において、これらが強制的なものではなく、取締役会が別の革新的な方法をとることも可能であることが明らかにされている。

## 多数の反対があった株主総会決議についての報告

新たな各則 6 では、株主総会決議において、多数（20%超）の反対があった場合に、①決議結果の公表時において反対の理由を理解するための株主との協議方法の説明、②決議後 6 ヶ月以内の状況報告、③年次報告又は次の定時株主総会において、フィードバックが取締役の決定及び当該総会での議案について与えた影響の最終報告を、それぞれ行うことを求めている。

## ダイバーシティの確保

改訂案において、企業がダイバーシティを確保するべく努力すべきだということも強調されている。その一例として、原則 J では、取締役及び経営陣の選任及び後継者選定において、性別という面でのダイバーシティだけでなく、社会的及び民族的なバックグラウンドにおけるダイバーシティも促進すべきであることが明示されている。各則 23 は、ダイバーシティを確保するために指名委員会がいかなる活動をしたかということに関する記載や、経営陣及びその直属の部下における男女の割合をも年次報告に含めることを全ての企業に求めている。

## 報酬委員会の強化

改訂案において報酬委員会の機能及び権限が強化されていることも注目される。各則 33 は、報酬委員会は、広く企業の報酬体系、ポリシーや実務を監督し、取締役の報酬の方針を定める際にこれらを考慮に入れるべきであるとしており、報酬委員会の実質的な監督範囲が広がることが想定されるが、実務的には他の委員会への権限委任を検討する必要がある。また、報酬委員会の議長は少なくとも報酬委員会の委員を 12 か月務めた者になるべきであるとする（各則 34）。株主の長期的利益との整合性、業務執行取締役の株式長期保有を促す報酬体系が推奨され、株式報酬等の長期インセンティブは少なくとも 5 年間の付与保有期間を定めるべきとし、更に雇用終了後の期間も含めてより長期のものが適切であるとし（各則 36）、報酬体系において長期の株主価値の創造が重視されるべきことがより明らかにされている。

[最初のページに戻る](#)

## 英国テイクオーバー・コードの改正

2018 年 1 月 8 日に、英国テイクオーバー・コードの改正が効力が生じた。本改正は、英国テイクオーバーパネル（以下、「パネル」）が、2017 年 7 月に公表されたオファーへの対抗策として対象会社によって行われる財産譲渡及びその他の事項に関するルール変更を提言する協議書（PCP 2017/1）、並びに 2017 年 9 月に公表された意向の表明やそのタイミング、敵対的買収のオファー文書の公表に関するルール変更を提言する協議書（PCP 2017/2）の

内容に概ね沿ったものであり、2017年12月に公表されたパネルの回答書（RS 2017/1, RS 2017/2）の内容に基づき、一部協議書の内容から変更され又は明確化されている。

今回の改正により、買収会社（及び特に敵対的買収会社）はさらなる負担を課されており、少なくとも当面の間パネルにはその適用について多くの相談が寄せられるものと思われる。オファーの当事者及びアドバイザーは、進行中及び今後の買収案件において、改正後の新たなルールが考慮されているか確認する必要がある。以下に今回の主要な改正点をまとめる。

### 重要財産の譲渡

対象会社の重要財産の譲受け、譲受けの合意又はその可能性についての意向の表明に関して、コードの適用が回避されることがないように、重要財産の譲渡についてルール 2.8（オファーを行わない意向の表明）、12.2（競争審査期間）及び 35.1（12か月の遅延）が適用されるものとされた。財産譲渡の「重要性」を決定する上で適用される基準値は協議書では 50%超とされていたが、本改正では最終的に 75%とされた。

オファー又はオファーの可能性に対抗して、対象会社の取締役会が、その全部又は実質的に全部の資産を売却し、株主に全部又は実質的に全部の現金を分配することを提案する場合には、「定量化された経済的便益の表明」（*quantified financial benefits statement*）として扱われ、監査法人及びファイナンシャルアドバイザーの報告を求めるルール 28.1 等の適用を受けることとされた。

### オファーを行わない意向の表明

ルール 2.8 に基づいてオファーを行わない意向の表明を行う場合には、当該表明を撤回することができる状況（具体的にはルール 2.8 の注記 2 に列挙される）について明記することが新たに求められた。本改正では最終的に、これら表明に明記された状況に加え、「パネルの同意がある場合を除き」という文言を付加することで、かかる撤回が留保されていない表明についても、パネルが必要に応じて無効にできる裁量を持つこととされた。なお、パネルは、回答書（RS 2017/1）にて、ルール 2.8 による表明のサンプルを記載しており、参考となる。

### ソーシャルメディアの利用

オファーについてソーシャルメディアの利用を制限するルール 20.4 が改正され、オファーの情報については引き続きソーシャルメディアで公表することができないものの、オファーの主体の情報についてソーシャルメディアで発信することが許容されることとなった。また、パネルの承認を得たオファーに関するビデオもソーシャルメディアで発信することが許容されている。

### 研究開発機能等に関する追加の意向表明

ルール 2.7 に基づきオファーの意向を公表する場合に、（1）対象会社の研究開発機能に関する意向、（2）対象会社の従業員及び経営陣の技能並びに機能のバランスにおける重大な変更、並びに（3）対象会社の本社及び本社機能の所在地を含む対象会社の事業所の所在地に関する、買収会社の戦略計画が及ぼし得る影響について、説明することが求められている。

### オファー文書の公表時期

ルール 24.1 において、対象会社の取締役会の同意がある場合を除き、ルール 2.7 による公表から 14 日以内に、買収会社がオファー文書を公表することが禁止された。これは対象会社の取締役会にオファーを検討する十分な期間を与えることを目的とする。またパネルは、回答書（RS2017/2）において、対

象会社は、買収契約 (*bid conduct agreement*) 又はそれに類するものにおいて、対象会社の取締役がかかる同意を付与することを合意することは、ルール 21.2 に反するオファー関連の取り決めに該当し、許容されないとの見解を示している。ただし、買収会社及び対象会社が共同でルール 2.7 による公表を行う場合、対象会社の取締役会が 14 日間の期限前にオファー文書を公表することに同意したことを表明することは許容され、買収会社はかかる表明に依拠することができる。

### オファー期間後の約束及び意向表明に関する報告

ルール 19.5 において、買収会社及び対象会社ともに、オファー期間中に提供したオファー期間後の約束 (*post-offer undertaking*) について、その遵守の状況に関してパネルに提出する報告書を公表する必要がある。また、その期間が 1 年を超える場合には少なくとも 1 年毎に報告することが求められている。また、ルール 19.6 において、買収会社及び対象会社ともに、オファー期間中に提供したオファー期間後の意向の表明 (*post-offer intention statement*) について、その実施の状況に関してパネルに報告し、また公表する必要がある。そして、買収会社のアドバイザーには、当該買収会社が約束及び意向表明を遵守及び報告する義務を果たしているかを確認する責任はないものの、パネルは、当該約束及び意向表明がなされる際にアドバイザーが適切な助言を提供していたかどうかを監視している。

[最初のページに戻る](#)

[www.bakermckenzie.co.jp](http://www.bakermckenzie.co.jp)

本ニュースレターに  
関するお問い合わせ先

[global.update@bakermckenzie.com](mailto:global.update@bakermckenzie.com)

ベーカー&マッケンジー  
法律事務所 (外国法共同事業)

〒106-0032  
東京都港区六本木 1-9-10  
アークヒルズ仙石山森タワー28F  
Tel 03 6271 9900  
Fax 03 5549 7720  
[www.bakermckenzie.co.jp](http://www.bakermckenzie.co.jp)

© 2018 Baker & McKenzie. ベーカー&マッケンジー法律事務所 (外国法共同事業) はスイス法上の組織体であるベーカー&マッケンジー インターナショナルのメンバーファームです。ベーカー&マッケンジー法律事務所 (外国法共同事業) 及びベーカー&マッケンジー インターナショナルの他のメンバーファームは、日本においては弁護士法人ベーカー&マッケンジー法律事務所を通じて業務を提供します。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所のオフィスを指します。

本資料に含まれている情報及びデータは一般的な情報であり、当事務所の法的アドバイスや意見を提供するものではありません。法律及び税務に関わる参考情報や対策については本資料のみに依拠すべきでなく、本資料の受信者は必要に応じ別途弁護士のアドバイスを受けなければなりません。